

收支報告書（会計帳簿）

収入・支出項目の分類基準表

収入

項目		内容
1 党費又は会費		個人が負担する党費又は会費（規約等で定めている金額）の合計金額及び納付した者の実人員。 なお、「法人その他の団体」からのものは寄附となる。
寄附	(1) 個人	個人からの寄附。
	(2) 法人その他の団体	法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む寄附。
	(3) 政治団体	設立届出のある政治団体からの寄附。
	(4) 政党匿名寄附	政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される講演会若しくは集会において受けた1,000円以下の寄附。
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	機関紙や機関雑誌の発行収入、政治資金パーティー開催収入、催物の事業収入、会合等での臨時会費や新年会・忘年会の会費収入。具体的には「〇〇機関紙」・「〇〇政治資金パーティー開催」・〇〇講演会会費等細分のうえ記載する（この収入に対応する支出は「機関紙誌の発行その他の事業費」にそれぞれ分類して記載。）。	
4 借入金	個人あるいは金融機関等からの借入金。	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	本部から支部への交付金（還付金）、支部から本部への納付金又は支部（他都道府県を含む。）間の交付金の額。	
6 その他の収入	預金利子等、上記以外の収入。	

支出

項目別区分		費目	内容
経常経費	(1) 人件費		政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当、通勤手当・住居手当その他各種手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
	(2) 光熱水費	電気代、ガス代、水道使用料	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
	(3) 備品・消耗品費	備品購入費、消耗品購入費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
	(4) 事務所費	事務所家賃、電話使用料、切手購入費、修繕料	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるものをいう。
政治活動費	(1) 組織活動費	大会費、行事費、組織対策費、涉外費、交際費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で例えば、大会費、行事費、組織対策費、涉外費、交際費の類をいう。
	(2) 選挙関係費	公認推薦料、陣中見舞、選挙対策費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認料推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
	(3) 機関紙誌の発行事業費	給与、材料費、印刷費、荷作発送費、原稿料	機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷作発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
	イ 宣伝事業費	遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
	ウ 政治資金パーティーの開催事業費	会場借上費、記念品代、講演諸経費	政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
	エ その他の事業費	新年会開催費、講演会開催費、バザー開催費、バス旅行会開催費	上記ア～ウ以外の諸事業に要する経費をいう。
	(4) 調査研究費	研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
	(5) 寄附・交付金	寄附金、賛助金、支部交付金、負担金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に供与した交付金、負担金の類をいう。 ※ 選挙に関して支出される経費は(2)の選挙関係費である。
(6) その他の経費		借入金返済、貸付金	借入金返済、貸付金等上記(1)～(5)に分類できない政治活動に要する経費をいい、5万円未満をまとめた「その他の支出」ではない。

● 国会議員関係政治団体の場合

- (1) 人件費を除く経常経費及び政治活動費は、1件当たりの金額が1万円超の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び支出年月日を記載すること。
- (2) 支出は、上記の例示（区分）により、項目別区分欄に「光熱水費（電気代）」、「組織活動費（大会費）」というように小分類し、それぞれ別葉とする。
- (3) 収支報告書を提出する際には、領収書等の写しを提出すること（人件費を除く経常経費及び政治活動費に係る1万円超の支出についてすべて必要。）。なお、領収書等の写しは、支出項目順に綴じ、収支報告書とは別にして1部提出すること。

● 資金管理団体の場合

- (1) 人件費を除く経常経費及び政治活動費は、1件当たりの金額が5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び支出年月日を記載すること。
- (2) 支出は、上記の例示（区分）により、項目別区分欄に「光熱水費（電気代）」、「組織活動費（大会費）」というように小分類し、それぞれ別葉とする。
- (3) 収支報告書を提出する際には、領収書等の写しを提出すること（人件費を除く経常経費及び政治活動費に係る5万円以上の支出についてすべて必要。）。なお、領収書等の写しは、支出項目順に綴じ、収支報告書とは別にして1部提出すること。

● その他の政治団体の場合

- (1) 政治活動費は、1件当たりの金額が5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び支出年月日を記載すること。
- (2) 支出は、上記の例示（区分）により、項目別区分欄に「組織活動費（大会費）」というように小分類し、それぞれ別葉とする。
- (3) 収支報告書を提出する際には、領収書等の写しを提出すること（政治活動費に係る5万円以上の支出についてすべて必要。）。なお、領収書等の写しは、支出項目順に綴じ、収支報告書とは別にして1部提出すること。

第 13 号 様 式 (第6条関係)

1 収入簿

項 目	摘要	金額	年月日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計			
2 の 1 寄附 (政党匿名寄附を除く。) (1) 個人からの寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 小計 合計			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの) (1) 個人によるもの	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(3) 政治団体によるもの	1 何々 2 何々 ⋮ 小計 (合計)			
2 の 2 政党匿名寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 合計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (1) 機関紙誌の発行事業				

(2) 政治資金パーティー開催事業

(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)

ア 個人からの対価の支払

1 何々
2 何々
⋮
小計

1 何々
2 何々
⋮
小計

イ 法人その他の団体からの対価の支払

(1) 何々
① 何々
② 何々
⋮
① 何々
② 何々
⋮
⋮
計

ウ 政治団体からの対価の支払

① 何々
② 何々
⋮
⋮

(政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳)

ア 個人のよるもの

① 何々
② 何々
⋮
① 何々
② 何々
⋮
⋮

イ 法人その他の団体によるもの

① 何々
② 何々
⋮

ウ 政治団体によるもの

① 何々
② 何々
⋮
(内訳の計)

(2) 何々
⋮
(内訳の計)

(3) その他の事業

1 何々
2 何々
⋮

4 借入金	1 何々 2 何々 ⋮ 合計		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1 何々 2 何々 ⋮ 合計		
6 その他の収入	1 何々 2 何々 ⋮ 合計		
収 入 の 総 額			

2 支出簿

支 出 の 目 的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項 目	摘要				
1 経 常 経 費					
(1) 人 件 費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計				
(2) 光 熱 水 費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計				
(3) 備品・消耗品費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計				
(4) 事 務 所 費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計				
2 政 治 活 動 費	合計				
(1) 組 織 活 動 費	1 何々 2 何々				

(2) 選 挙 関 係 費		合 計	
	1 何 何	々々	
	2 何 何	々々	
		合 計	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費			
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		1 何 何	々々
	2 何 何	々々	
		小 計	
イ 宣 伝 事 業 費		1 何 何	々々
	2 何 何	々々	
		小 計	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ イ 一 開 催 事 業 費		1 何 何	々々
	2 何 何	々々	
		小 計	
エ そ の 他 の 事 業 費		1 何 何	々々
	2 何 何	々々	
		小 合 計	
(4) 調 査 研 究 費		1 何 何	々々
	2 何 何	々々	
		合 計	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		1 何 何	々々
	2 何 何	々々	
		合 計	
(6) そ の 他 の 経 費		1 何 何	々々
	2 何 何	々々	
		合 総 計	
支 出 の 総 額			

3 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項			備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a))	預入れ等 に係る金 銭等の金 額 (b)	収入金額 (a) - (b)	
1 預金又は貯金	1 何々 2 何々 ⋮						
2 国債証券等	1 何々 2 何々 ⋮						
3 金銭信託	1 何々 2 何々 ⋮						

(記載要領)

1 収入簿

(1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、すべての収入を記載すること。

なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

(2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。

(3) すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。

(4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。

(5) 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下(7)を除き、1において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を記載すること。

なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」には含めないこと。

ア 個人からの寄附にあっては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。

なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者では、「摘要」欄に「~~甲~~ 甲野太郎」というように記載すること。

また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

- (6) 寄附のうち、寄附のあっせんをされたものについては、寄附のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。
- (7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「東京都千代田区○○町1丁目○○駅前街頭」、「東京都千代田区○○町1丁目1番1号○○会館○○の間」というように記載すること。
- (8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあっては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑紙」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分したうえで記載し、その他の事業にあっては、「その他の催物事業」というように記載すること。
- また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。
- なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。
- ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。
- なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。
- (ア) 個人からの対価の支払にあっては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区○○町1丁目1番1号○○会館○号室（甲会社社長）」というように記載すること。
- (イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区○○町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- (ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（東京都支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区○○町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあっせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

- (9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。
- (10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- (11) その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託（丙信託会社）運用益」というように記載すること。
- (12) 収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

2 支出簿

- (1) 支出簿には、この様式に定める区分にしたがい、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。
なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。
なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。
- (4) すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあっては、「乙製本株式会社（丙支店）」）（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「交 甲党乙支部」）というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあっては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。
- ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
- イ 光熱水費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

- ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
- エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。
- (6) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。
- ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
- イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- ウ 機関紙誌の発行その他の事業費
- (ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発行事業費 送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
- (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
- (ウ) 政治資金パーティー 開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
- (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
- オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、贊助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
- カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。
- (7) 支出簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

3 運用簿

- (1) 運用簿には、この様式に定める区分にしたがい、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。
なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。

- (3) 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本補てんの契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。
- (4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。
- (5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいう。
- (6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- また、この払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

- (9) 運用簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

収支報告書記載例

※ この表は必ず提出してください。

(その1)	収 支 報 告 書													
1 政治団体の名称	こう おつ かい 甲 乙 会													
2 主たる事務所の所在地	長崎市尾上町3番1号													
3 代表者の氏名	甲川 一郎													
4 会計責任者の氏名	乙野 次郎													
→ 事務担当者	氏名 丙野 三郎 電話 (095) 824-1111 氏名 電話													
	受付欄													
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">資金管理団体の指定の有無</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公職の種類 衆議院議員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金管理団体の届出をした者の氏名 甲川 一郎</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金管理団体の指定の期間</td> </tr> <tr> <td>令和 年 月 日 から</td> <td>令和 年 月 日 まで</td> </tr> </table>			資金管理団体の指定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	公職の種類 衆議院議員		資金管理団体の届出をした者の氏名 甲川 一郎		資金管理団体の指定の期間		令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで
資金管理団体の指定の有無														
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無													
公職の種類 衆議院議員														
資金管理団体の届出をした者の氏名 甲川 一郎														
資金管理団体の指定の期間														
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで													

記載内容に不備がある場合の便宜を図るため、直接連絡のつく担当者氏名及び電話番号を記載してください。

資金管理団体の指定の有無について

資金管理団体として指定していない場合は、 無とだけ記載し「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」及び「住所」は記載しないでください。（「公職の種類」等に斜線がある場合も記載不要）

資金管理団体の指定の期間について

資金管理団体であった期間が当該年の一部分である場合に資金管理団体であった期間を記載してください。
年を通して（R4.1.1～R4.12.31）資金管理団体の指定を行っていた場合は記載不要です。
(欄に斜線がある場合も記載不要)

例1) 令和4年4月5日に資金管理団体の指定を行った（設立と同時の場合も同様）。

「令和4年4月5日から令和4年12月31日まで」

例2) 令和4年4月5日に資金管理団体の指定を取り消した（解散と同時の場合も同様）。

「令和4年1月1日から令和4年4月5日まで」

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間について

国会議員関係政治団体であった期間が当該年の一部分である場合に国会議員関係政治団体であった期間を記載してください。
年を通して（R4.1.1～R4.12.31）国会議員関係政治団体であった場合は記載不要です。
(欄に斜線がある場合も記載不要)

例1) 令和4年4月5日に国会議員関係政治団体になった。（1号団体、1号団体かつ2号団体に該当する政治団体は国会議員関係政治団体に該当することになった日、2号団体は届出をした日が適用開始日となる。）

「令和4年4月5日から令和4年12月31日まで」

例2) 令和4年4月5日に国会議員関係政治団体でなくなった。

「令和4年1月1日から令和4年4月5日まで」

◎様式（その1）、（その2）、（その17）、（その20）は、収入・支出、資産等がない団体にあっても必ず提出してください。

令和4年分

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

該当する区分に「レ」をつけてください

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	甲川 一郎
公職の種類	衆議院議員

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

「国会議員関係政治団体」の届出をしている団体のみ記載してください。（その他の政治団体や欄に斜線がある場合は、記載不要）

※ この表は、必ず提出してください。

(本年の収入額)は2.の(1)~(6)の合計と一致。)

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額	44,215,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	44,215,000
支出総額	25,797,360
翌年への繰越額	18,417,640

支出総額は、様式(その13)の合計の欄と一致。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	1,890,000
員数	105

党費又は会費を納入した実人数を記載してください。

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	4,300,000	個人からの寄附の内数です。
(うち特定期附※)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	2,370,000	
(ウ) 政治団体からの寄附	9,200,000	(ア)～(ウ)の計を記載してください。
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	1,587,000	寄附合計額の内数です。
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	1,587,000	

※ 特定寄附：公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を自らの資金管理団体に対してする寄附。
なお、この寄附については、寄附に関する個別制限は適用されない。

事業の種類ごとに、なるべく細分化して記載してください。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

※ここに記載する収入に対応する支出は、(その13)の「(3)機関紙誌の発行その他の事業費」として、それぞれ分類して記載してください。

事業の種類	金額	備考
甲機関紙	2,300,000 円	政治資金パーティーのうち収入の金額が1,000万円以上であるもの又は1,000万円以上になると見込まれるものについては、(その10)も記載してください。
乙機関雑誌	1,800,000	
○○パーティー	5,500,000	4.7.10 長崎市○○町○○ホテル△△の間
△△君を励ます会	10,700,000	4.10.1 長崎市○○町○○会館口口の間
書籍販売事業	500,000	
		純益ではなく、パーティー券の売上外総収入を記載すること。 同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払いで、合計額が20万円を超えるものについては、(その11)に記載してください。
この頁の小計	20,800,000	
合計	20,800,000	

(その4)

(4) 借入金

借入先	金額	備考
X銀行A支店	1,000,000 円	
Y銀行B支店	500,000	
Z銀行C支店	2,000,000	
借入先ごとに支店名まで具体的に記載してください。		
		借入金を年内に返済した場合にも全額を計上すること。 返済金は(その13)及び(その15)にその他経費 (借入金返済)として計上してください。
この頁の小計	3,500,000	
合計	3,500,000	

(その5)

この記載はあくまで便宜上の記載例であり、本来は、その政治団体の本部又は支部からの交付金について記載してください。

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

(その6)

(6) そ の 他 の 収 入

摘要	金額	備考
T銀行預金利子	50,000	円 4.9.16
"	50,000	"
		同一銀行の同一種類(定期・普通等)の預金は、 証書番号が異なっても1件として、その合計額が 10万円以上であれば記載してください。
		1件10万円以上のものについてのみ内訳を記載し、 10万円未満のものについては、その合計金額を一括して 記載してください。
この頁の小計	100,000	
1件10万円未満のもの	55,000	
合 計	155,000	

同一の者(個人、法人・その他の団体、政治団体)からの寄附で年間5万円を超えるものの内訳を記載してください。
5万円以下の寄附については、その合計額を「その他の寄附」欄に記載してください。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
甲川一郎	800,000 円	4.1.3	長崎市〇〇町〇番〇号	衆議院議員	
"	500,000	4.5.20	"	"	
A野太郎	200,000	4.2.15	〇〇市〇〇町〇〇番地	A会社社長	
"	400,000	4.7.15	"	"	
B野三郎	500,000	4.7.20	〇〇郡〇〇町〇〇番地	B商店店主	
"	1,000,000	4.11.30	"	"	
C野四郎	800,000	4.12.10	東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇号	C会社役員	
D野五郎	60,000	4.12.20	〇〇市〇〇町〇〇番地	D商店店主	
同一の者は、年間150万円までしか寄附できません。					
年間5万円以下の寄附については明細を記載する義務はありませんが、 課税上の優遇措置を受ける場合には記載が必要です。 (政党又は課税上の優遇措置があるその他の政治団体に限る。)					
この 頁 の 小 計	4,260,000				
その 他 の 寄 附	40,000		様式(その2)の個人からの寄附額と合致します。		
合 計	4,300,000				

法人その他の団体等は、政党・政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附は
いっさい禁止されています。
ここに記載しているのはあくまで便宜上の記載例であり、以下の法人・その他の団体が
資金管理団体に対して寄附ができることを示しているものではありません。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	法人・その他の団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
A 株式会社	500,000 円	4.1.31	東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇号	A野太郎	
B 株式会社	500,000	4.1.31	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	甲野次郎	
a 協会	400,000	4.2.12	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	a野太郎	
"	100,000	4.10.1	"	"	
丙 株式会社	80,000	4.10.10	〇〇郡△△町大字〇〇〇	丙野太郎	
B 有限会社	500,000	4.10.15	福岡市〇〇区〇〇町〇〇番地	乙野次郎	
この 頁 の 小 計	2,080,000				
その 他 の 寄 附	290,000		様式(その2)の法人その他の団体からの寄附額と合致します。		
合 計	2,370,000				

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
A政治調査会	2,000,000 円	4.1.31	東京都○○区○○町○○番○号	A野五郎	
"	2,000,000	4.1.31	"	"	
B政治連盟	1,500,000	4.2.12	○○郡○○町○○番地	B野六郎	
"	700,000	4.10.1	"	"	
C後援会	1,500,000	4.10.10	○○市○○町○○番○号	C野七郎	
"	1,500,000	4.10.15	"	"	
		政治団体寄附の量的制限(個別制限) その他政治団体 ⇔ その他政治団体 年間5,000万円 政党 ⇔ その他政治団体 制限無し			
この頁の小計	9,200,000				
その他の寄附	0				
計	9,200,000				

(その3)中、収入の金額が1,000万円以上のパーティー又は1,000万円以上になることが見込まれるパーティーについて記載してください。

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
△△君を励ます会	10,700,000 円	269	4.10.1	長崎市○○町○○会館○○の間	▼
					前年以前に收受されたものがある場合、 その内訳を備考欄に記載してください。
この頁の小計	10,700,000				
合計	0				
合計	10,700,000				

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち同一の者から20万円を超える収入があるものについて、そのパーティーごとに内訳を記載してください。

(その11)

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち同一の者によって対価の支払いをあっせんされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについて、あっせんをした者ごとにその内訳を記載してください。

(その12)

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費		円
(1) 人件費	1, 955, 000	
(2) 光熱水費	120, 000	
(3) 備品・消耗品費	266, 000	
(4) 事務所費	796, 000	→ 経常経費(1)～(4)の計を記載してください。
小計	3, 137, 000	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	2, 000, 000	50,000
(2) 選挙関係費	3, 050, 000	→ この欄にはア～エの計を記載してください。
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	16, 084, 350	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	2, 160, 000	
イ 宣伝事業費	1, 876, 350	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	11, 648, 000	
エ その他の事業費	400, 000	
(4) 調査研究費	125, 500	
(5) 寄附・交付金	400, 000	200,000
(6) その他の経費	1, 000, 510	→ 政治活動費(1)～(6)の計を記入してください。
小計	22, 660, 360	250,000
合計	25, 797, 360	

当該政治団体の本部又は支部に対してなされた支出のうち、当該政治団体からその本部又は支部への「交付金」として支出されたものについては、項目(組織活動費、選挙関係費、……その他の経費)ごとに備考欄に内書きするとともに、(その16)に内訳を記載してください。

(その13)の人物費を除く経常経費の項目別に
それぞれ別葉してください。

(その14) 経常経費(人件費を除く)の内訳

- ・この表は資金管理団体と国会議員関係政治団体のみが対象であり、それ以外の政治団体は記載不要です。
 - ・資金管理団体の指定又は国会議員関係政治団体の特例規定の適用を受けている期間が当該年の一部分である場合は、その指定又は適用を受けている期間に行った支出について記載してください。
 - ・人件費を除く1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1万円を超える額)の経常経費の支出について内訳を記載し、領収書の写しを別冊として添付してください。
 - ・1件5万円未満(国会議員関係政治団体にあっては1万円以下)の支出は、その合計額を「その他の支出」欄に記載してください。
 - ・領収書等の写しの形式については、必ず複数写形式(コピ-)としてください。

(その14) ※ 国会議員関係政治団体又は資金管理団体のみ記載

↓ いずれか 1 つの項目に「レ」をつけてください。

(その14) ※ 国会議員関係政治団体又は資金管理団体のみ記載

↓ いずれか 1 つの項目に「レ」をつけてください。

(注1) 国会議員関係政治団体又は資金管理団体のみ記載し、

(注1) 國會議員關係政治団体は貢立団体の欄に記載し、
國會議員關係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その14)

※ 国會議員関係政治団体又は資金管理団体のみ記載

↓ いずれか 1 つの項目に「レ」をつけてください。

(その15) 政治活動費の内訳

- (つづいて) 政治活動費の内訳
1・1万円以上(国議会議員関係政治団体にあっては1万円超)の支出について内訳を記載し、領収書の写しを別冊として添付してください。
1・1万円未満(国議会議員関係政治団体にあっては1万円以下)の支出は、その合計額を「その他の支出」欄に記載してください。
領収書等の写しの形式については、必ず複数形式(コピー)にてください。

(その15)

(その15)

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(その15)

(その15)

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(その15)

(その15)

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(その15)

(その15)

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その16)

※ この表は、必ず提出してください。

(その17)

資産等が全くない場合は、全ての欄の「無」に
を記載してください。

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の項目別区分		有	無	備考
ア 土	地	□	□	
イ 建	物	□	□	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		□	□	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		□	□	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）		□	□	
カ 金 錢 信 託		□	□	
キ 有 値 証 券		□	□	
ク 出 資 に よ る 権 利		□	□	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		□	□	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		□	□	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		□	□	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		□	□	

「有」の項目について、(その18)に記載してください。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

※ この表は必ず提出してください。

(その20)

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この日付は必ず記入してください。
ここには、収支報告書への記入が完了した日を記載してください。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 3月 1日

政治団体の名称 甲乙会

会計責任者の氏名 乙野次郎

乙野 (印)

(代表者の氏名)

(印)

政治団体の解散に伴い収支報告書を提出される場合、解散した年の1月1日から解散日までの間の収支報告書(その20)宣誓書には、会計責任者だけでなく、代表者も記名押印又は署名をしてください。

★ 令和4年12月31日現在(解散分の収支報告書である場合は解散日現在)で国会議員関係政治団体である場合は、収支報告書提出に際し、あらかじめ登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、登録政治資金監査人が作成する「政治資金監査報告書」を添付して提出してください。

(注) 収支が0円であっても、政治資金監査を受ける必要があります。

領収書等を徵し難かった支出の明細書

支 出 の 目 的		金額							年 月 日	領 収 曹 等 を 徵 し 難 か つ た 事 情
項 目	摘 要		百万			千			円	

政治団体の名称

会計責任者の氏名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「支出の目的」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘要

政治団体の名称

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）と併せて提出すること。

(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

収支報告書により報告された寄附を記入すること。

(寄附をした者)

(寄附金の額には￥を付けてください。)

氏名	A野次郎							
住所	長崎県○○市△△町□□							
寄附金の額	百万	十万	万	千	百	十	円	
	¥	6	0	0	0	0	0	
寄附年月日	令和 年 月 日							

(寄附を受けた団体)

数回に分けて寄附を受けた場合には記入不要。下段の内訳に記入すること。

名称	甲乙会	
所在地	長崎市尾上町3番1号	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は 主要な構成員である国会 議員の氏名	該当するものに○
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推進し又は 支持する者の氏名 (2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	山川一郎 選挙 令和 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
□・2・15	200,000 円	・・・	円	・・・	円
□・10・15	400,000 円	・・・	円	・・・	円
・・・	円	・・・	円	・・・	円
・・・	円	・・・	円	・・・	円
・・・	円	・・・	円	・・・	円

収支報告書記載要領

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 番とすること。
- 2 この報告書は、毎年 12 月 31 日（解散等の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。
- 3 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第 8 条の 3 各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第 8 条の 3 各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。
なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積った金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

- 4 様式（その 1）について
 - (1) 「政治団体区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「レ」を記入すること。
 - (2) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12 月 31 日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「レ」を記入し、12 月 31 日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「レ」を記入すること。
さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12 月 31 日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。
この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名をして、その職にある者にあっては「衆議院議員長崎県第○区選挙区（現職）」、その職の候補者にあっては「衆議院議員長崎県第○区選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあっては「長崎県議会議員乙郡選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。
なお、12 月 31 日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法 19 条の 9 の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。
 - (3) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12 月 31 日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12 月 31 日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から 12 月 31 日まで、1 月 1 日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1 月 1 日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。
また、1 月 1 日から 12 月 31 日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。

なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

- (4) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入すること。

さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。

この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載し、同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

- (5) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。

この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載すること。

また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

5 様式（その2）について

- (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。
- (2) 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。（3）及び（12）において同じ。）を除く。12を除き、以下同じ。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものと

し、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。

なお、個人からの寄附のうち、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。

また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

6 様式（その3）について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。
- (2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑紙」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、「その他の催物事業」というように記載すること。
- (3) 政治資金パーティを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

7 様式（その4）について

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば、「甲銀行（乙支店）」というように具体的に借入先を記載すること。

8 様式（その5）について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

9 様式（その6）について

- (1) その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。）については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基団となつた事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあっては、一括してその合計金額を記載すること。
- (2) 「摘要」欄には、収入の基団となつた事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

10 様式（その7）について

(1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。

(4)において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

- (2) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- (3) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「^㊂ 甲野太郎」というように記載すること。
また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
- (4) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
- (5) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

11 様式（その8）について

同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は10に準じて記載すること。なお、年間5万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないこと。

12 様式（その9）について

政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「長崎市〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「長崎市〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。

13 様式（その10）について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。
- (2) 特定パーティー開催団体以外の政治団体にあっては、当該特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。
- (3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

14 様式（その11）について

- (1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（特定パーティー開催団体以外の政治団体にあっては、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。（1）及び15において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超える場合にあっては、当該特定パーティーに係る「備考」欄に記載すること。

るものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。

特定パーティー開催団体以外の政治団体にあっては、当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。

なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

- (2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉とすること。

なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

15 様式（その12）について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、対価の支払のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は14に準じて記載すること。

なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあっせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

16 様式（その13）について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に對して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(1) 経常経費

ア 人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
イ 光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
ウ 備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
エ 事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(2) 政治活動費	
ア 組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
イ 選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関する行われる政治活動に要する経費の類をいう。
ウ 機関紙誌の 発行その他の 事業費	
(ア) 機関紙誌の 発行事業費	機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
(イ) 宣伝事業費	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
(ウ) 政治資金 パーティー 開催事業費	政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
(エ) その他の 事業費	上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
エ 調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
オ 寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
カ その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

17 様式（その14）について

- (1) 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
 したがって、1月1日から12月31日の間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
- (2) 人件費以外の経常経費は、16の(1)のイからエまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- (3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、

「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

- (4) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されて期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

18 様式（その15）について

- (1) 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- (2) 政治活動費は、16の(2)のアからカまでの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- (3) 記載の要領については、次のとおりとすること。

- ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
- イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシ一代」というように具体的に記載すること。
- ウ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

19 様式（その16）について

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、16に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

20 様式（その17）について

12月31において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。21において同じ。）又

は貯金（普通貯金を除く。21において同じ。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。21において同じ。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「レ」を記入すること。

21 様式（その18）について

(1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土地	土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「長崎市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m ² 」というように記載すること。
イ 建物	建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「長崎市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100m ² 」というように記載すること。
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「長崎市〇〇町1丁目1号1号（地上権）」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m ² 」というように記載すること。
エ 動産	取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。
オ 預金又は貯金	預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。
カ 金銭信託	金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。
キ 有価証券	金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように記載すること。
ク 出資による権利	出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。
ケ 貸付金	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。
コ 敷金	支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載すること。

- サ 施設の利用に 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、
関する権利 対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の
要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」と
いうように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会
員制スポーツクラブ」というように記載すること。
- シ 借入金 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先
ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行
(乙支店)」というように記載すること。
- (2) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日（法第3条第1項各号又は法第
5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあっては、法第6条の2第2項前段の規定に
による届出がされた日）をいう。以下同じ。）前に取得したものについて、その取得の価額が明らかで
ない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、
その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、
その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日
における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が
見積額である旨を付記すること。
また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を
「備考」欄に記載すること。
- (3) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その取得年月日
が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載する
こと。
- (4) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日まで
に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載する
とともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものと
し、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、
平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価
見積額である旨を付記すること。
また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を
「備考」欄に記載すること。
- (5) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までの取得に係る
ものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった
年月日を「備考」欄に記載すること。

22 様式（その19）について

- (1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のう
ち不動産（21の(1)のアからウまでの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について、次の例に
より項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。
なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土地 土地については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所
以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用して
いる者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表

者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。

この場合において、「摘要」欄には、所在を「長崎市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

イ 建物

建物については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。

この場合において、「摘要」欄には、所在を「長崎市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。

この場合において、「摘要」欄には、所在を「長崎市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に

供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときには、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。
- (4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

23 法第18条の2第1項の規定による政治団体について

- (1) 政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあっては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係るすべての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額及び以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。
- (2) 様式（その1）については次のように記載すること。
 - ア 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「レ」を記入すること。
 - イ 特定パーティー開催団体にあっては、当該特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「（令和 年 月 日開催分）」の箇所に記載すること。

24 この報告書を提出する際には、政党（政党の支部を除く。）又は政治資金団体にあっては監査意見書及び領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあっては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあっては領収書等の写しを提出すること。

なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。